

23 日獣発第 358 号

平成 24 年 3 月 29 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直し等について

このことについて、平成 24 年 3 月 23 日付け 23 消安第 6608 号、23 生畜 2777 号、23 水推第 1126 号をもって、農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官の連名で別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知方お願いいたします。

このたびの通知の内容は、①先般、平成 23 年 2 月 7 日付け 23 日獣発第 326 号「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直し等について」により、牛用飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が 100Bq/kg と改訂されたことを通知したところですが、②今回、豚、家きん、馬及び養殖魚用飼料中の放射性セシウムの暫定許容値についても改正し（豚用飼料：80Bq/kg、家きん用飼料：160Bq/kg、馬用飼料：100Bq/kg、養殖魚用飼料：40Bq/kg）、平成 24 年 4 月 1 日から施行することについて、本会宛て、了知の上、本会傘下の関係者に対し、周知徹底を依頼されたものです。

なお、このたびの通知に伴い、平成 24 年 3 月 23 日付け、23 生畜第 2778 号、23 消安第 6618 号「飼料の暫定許容値見直し等を踏まえた今後の対応について」が、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長の連名で別添写しのとおり通知があり、本会会長宛て、本会傘下の関係者への周知徹底の依頼がありましたので併せてお知らせいたします。関係者への周知をよろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601

写

23消安第6608号
23生産第2777号
23水推第1126号
平成24年3月23日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長
生産局長
水産庁長官

飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて

- 1 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性セシウムを含む飼料の取扱いについては、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「通知」という。）により、食品の暫定規制値を超えない畜水産物を生産するための飼料の管理の目安として、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定めています。
- 2 今般、飼料から畜水産物への放射性セシウムの移行に関する試験等これまでに蓄積した知見・データを活用し、豚、家きん、馬及び養殖魚用飼料の放射性セシウムの暫定許容値について、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から施行することとします。
- 3 つきましては、各都道府県の飼料の生産、流通及び消費の実態を踏まえた上で、改訂後の暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知の上、的確に御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。その際、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関等も活用していただきますようお願いいたします。なお、別添のとおりQ&Aを作成しましたので指導の際にご活用下さい。
- 4 牛用飼料の暫定許容値については、既に平成24年2月3日に100 Bq/kgに改訂しておりますので、念のためお知らせします。

飼料中の放射性セシウムに関する 暫定許容値が変わりました

豚用飼料	1kgあたり	→	80ベクレル
馬用飼料	1kgあたり	→	100ベクレル
家きん用飼料	1kgあたり	→	160ベクレル

4月1日に食品の基準値が変わります。
新基準値を超えない肉や卵(1kgあたり100ベクレル)
が生産されるよう、暫定許容値以下の飼料を給与し
ましょう。



粗飼料や放牧による飼養管理について

- 上記の暫定許容値を上回る粗飼料や放牧地の牧草等を採食していた家畜については、暫定許容値以下の牧草等を利用するなど、適切な飼養管理を行うとともに、と畜場等への出荷の際には放射性セシウムに関する検査を行ってください。
- これまで利用してきた牧草等が今後も利用できるかどうかは、_____へお問い合わせください。

相談窓口	担当係	電話
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

4月1日に食品の基準値が変わります。

新基準値を超えない乳(1kgあたり50ベクレル)や肉(1kgあたり100ベクレル)が生産されるよう、以下に気をつけて下さい。

○めん羊、山羊、鹿は、牛に比べて放射性物質が体内に移行する割合が大きいので、牛と同じ飼料を与えると、生産される乳や肉が食品の基準値を超える可能性が高くなります。

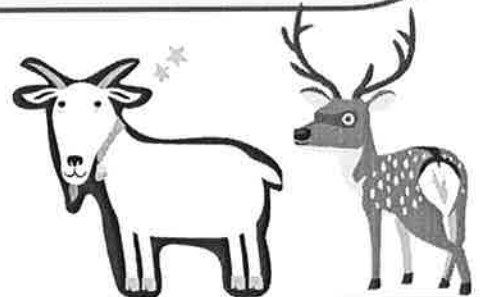
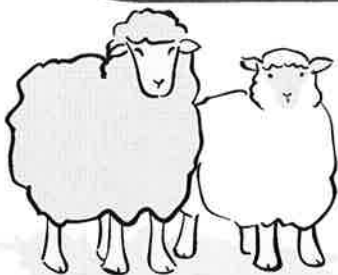
○さらに、牛に比べて、放牧時に牧草の根に近い部分まで採食するので、土に含まれる放射性物質の影響を受けやすくなります。

○このため、引き続き厳格な飼養管理が必要です。

①東北・関東では、当面放牧はやめましょう。

②飼料は、放射性セシウム濃度ができるだけ低いものを使いましょう。

○東北・関東で、原子力発電所の事故後に収穫した粗飼料を給与したり放牧をしためん羊、山羊、鹿をと畜場等へ出荷する際には、放射性セシウムに関する検査を行ってください。



相談窓口	担当係	電話
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

畜産農家の皆様へ

食品の基準値を超えない乳・肉・卵を生産するよう、以下に気をつけて下さい。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 粗飼料や飼料用米等の国産飼料については、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認して下さい（家畜によって、暫定許容値が異なります）。飼料の生産地の放射性セシウムの状況については、各県にお問い合わせ下さい。
- 配合飼料については、原料管理も含め適切に製造・管理されたものであることを、飼料販売業者に確認しましょう。
- 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、飼料給与その他の飼養管理状況の情報を適切に提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬用飼料	1キログラムあたり	100ベクレル
豚用飼料	1キログラムあたり	80ベクレル
家きん用飼料	1キログラムあたり	160ベクレル

(製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

- 以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値（400ベクレル/kg）にかかわらず、家畜排せつ物又は堆肥を施用することができます。
- ① 自ら飼料を生産する草地・飼料畑等に、自らの経営で生じた家畜排せつ物又は堆肥を還元する場合
- ② 飼料生産農家から飼料の供給を受け、家畜排せつ物又は堆肥を元の飼料生産農家の草地・飼料畑等に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇